

横浜市障害者プラン（第3期）の策定について

1 横浜市障害者プランについて

(1) 策定の趣旨

障害者基本法 第 11 条により、市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画の策定が義務づけられており、横浜市では、「横浜市障害者プラン（以下、「障害者プラン」という）」をこれに位置づけています。

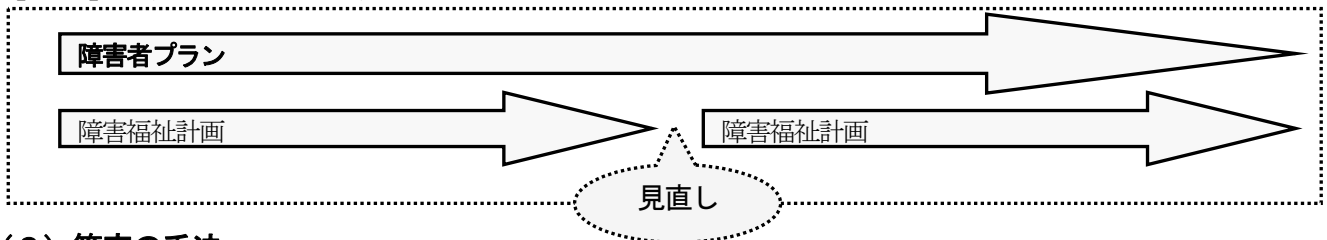
このたび、平成 26 年度をもって、障害者プラン（第 2 期）の計画期間が終了となるため、新たに 27 年度から 32 年度までの 6 年間の計画期間とする障害者プラン（第 3 期）を策定します。

また、障害者総合支援法 第 88 条により、市町村における障害福祉サービスの数値目標等を中心とした計画（障害福祉計画）の策定が義務付けられています。

横浜市ではこれまでも、障害福祉計画を障害者プランの中に取り込み、一体的に作成しています。

なお、障害福祉計画は計画期間が 3 年と定められていますので、障害者プラン（第 3 期）の中間期での見直しを行い、改訂します。

【参考】障害者プランと障害福祉計画の関係

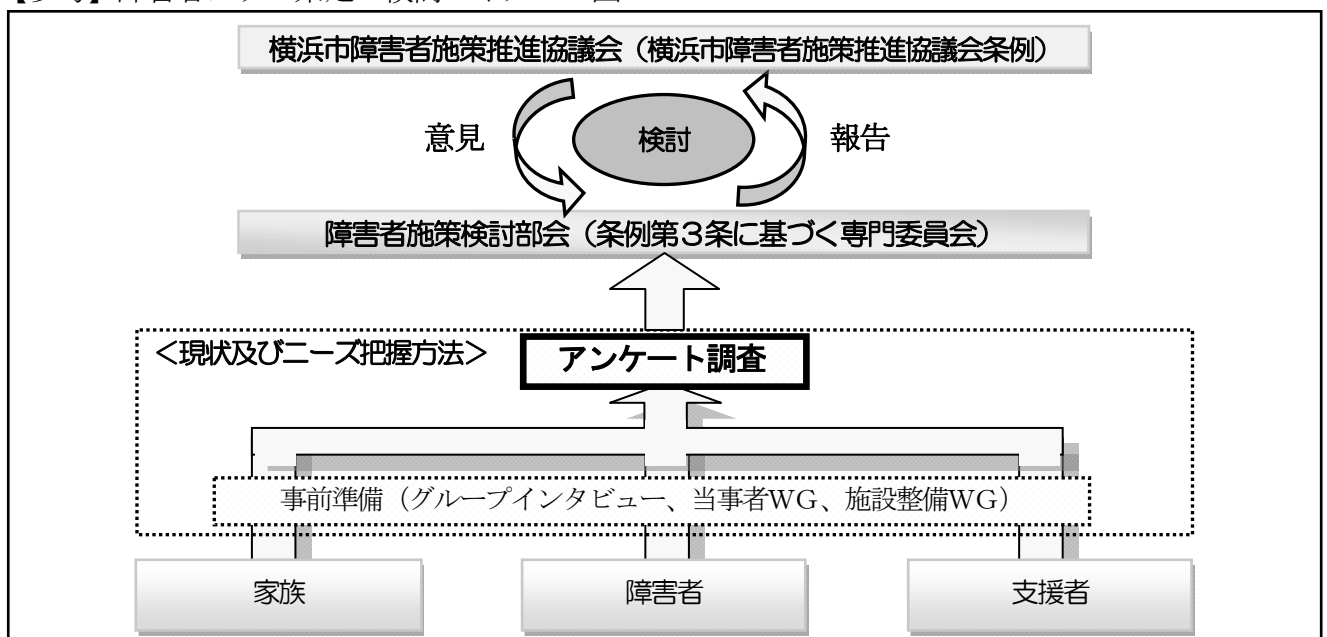


(2) 策定の手法

障害者プラン（第 3 期）の策定にあたっては、現状把握のため、障害者・家族にアンケート調査を行います。

アンケートなどで得られた意見等について、当事者や専門的な見地から幅広い視点での協議を行うため、「横浜市障害者施策推進協議会」の専門委員会として「障害者施策検討部会」を設置し、この部会を中心に協議・検討を進めていきます。

【参考】障害者プラン策定・検討のイメージ図



(3) アンケート調査に向けた事前準備

障害者の現状をより把握できるアンケートとするために、事前準備として、障害者等へのグループインタビュー、当事者ワーキンググループを開催したほか、施設関係者による施設整備ワーキンググループも開催しました。

2 アンケート調査について

26年1月頃迄に、障害者へのアンケートを実施します。質問項目については、グループインタビューやワーキンググループで出た意見等を参考にしながら設定していきます。

※ 送付部数：13,000部…本市の24年度末現在の各障害者手帳所持者の約10%を無作為抽出（予定）
（身体障害者：9,000部、知的障害者：2,000部、精神障害者：2,000部）

【参考】アンケート項目作成のための事前準備

ア グループインタビュー

平成25年9月から10月にかけて、障害者や家族、障害者団体、また支援者等に対して、現状やニーズを把握するために実施しました。

・実施回数：39回

イ 当事者ワーキンググループ

平成25年9月から11月にかけて、障害者が日々生活する中で感じている「困りごと」やその「解決方法」について、障害者同士で意見交換・検討を実施しました。

・参加者：26人

・開催回数：5回

ウ 施設整備ワーキンググループ

平成25年6月から11月にかけて、市内障害福祉施設に行った「実態調査」で把握・認識した現状を分析し、問題の解決に向けた方策を、市内障害者施設関連団体を委員としたメンバーで検討しました。

・参加者：13人

・開催回数：9回

3 スケジュールの概要について

平成25年

- 3月 【横浜市障害者施策推進協議会】（以下、推進協）
- 9月 「グループインタビュー」開始
- 10月 【障害者施策検討部会】（以下、検討部会）
- 11月 【推進協】
「アンケート」質問項目検討
- 12月 【市会常任委員会】

平成26年

- 1月 「アンケート」送付
【検討部会】
- 3月 「アンケート」集計結果分析
【検討部会】【推進協】【市会常任委員会】
- 5月 【検討部会】【市会常任委員会】
「障害者プラン（第3期）」素案策定
- 7月 「市民意見募集」開始
- 8月 「市民意見募集」結果分析
【検討部会】
- 9月 【推進協】【市会常任委員会】
- 11月 「障害者プラン（第3期）」原案策定
【検討部会】
- 12月 【市会常任委員会】

平成27年

- 3月 【推進協】
「障害者プラン（第3期）」策定